

第 67 号

熊本県内部組織設置条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県内部組織設置条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県内部組織設置条例の一部を改正する条例

熊本県内部組織設置条例（昭和27年熊本県条例第91号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号イ中「及び防災」を「、防災及び消防」に改め、同条第2号中オを削り、カをオとする。

#### 附 則

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

2 熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年熊本県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第25条の4第1項第6号中「総務部」を「知事公室」に改める。

#### （提案理由）

防災及び消防の一体的な体制を構築するため、消防の事務を知事公室の事務とすることに伴い、内部組織の分掌事務を改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。